

近世米代川舟運と南部領銅の廻銅

—尾去沢銅の米代川川下げと能代沖出しを中心に—

渡部 紘 一*

はじめに

岩手県安代町田山に端を発し秋田県能代市で日本海に注ぎ込んでいる米代川は、近世では秋田領北部はもとより南部領鹿角をも含む今日の秋田県北部の動脈的存在で、物質の移送ルートとして利用されてきた。その中心的役割を果たしたのが米代川舟運であり、秋田領内では南部と中央部を結ぶ雄物川舟運と共に近世秋田の二大舟運の一つに位置づけられる。

ところが、近世秋田の舟運史研究は雄物川舟運についてのものが多く、米代川舟運を対象としたものは少ない傾向にある¹⁾。その原因の一つと考えられるのが史料上の制約である。同舟運の結節地であった能代は二度も大火に見舞われ、秋田郡北部の拠点扇田もまた戊辰戦争に遭遇し、貴重な資料が散逸もしくは焼失の憂き目をみた。こうして今日では、同舟運についてのまとまった史料の発見は、難しい状況になっている。

今日可能なことは、米代川流域に点在した村々の地域史料の中から舟運関係のものを抜き出し、それを繋げてゆくことであると同時に、特定物資の移動に関する個別研究の積みあげではなかろうか。こうした仕事が続けられる中で、米代川舟運の全体像に近づけるのではないかと考えるわけである。この場合見逃してならないのは、南部領鹿角と米代川舟運とのかかわりであり、これを加えてこそ近世米代川舟運の全貌が見えてくるはずである。

小稿は、当館の地域展「能代・山本」の為の現地調査で得た若干の知見をもとに、主として南部領尾去沢銅の米代川廻銅と能代沖出しについて、秋田・南部相方の史料を補足しながら整理したもので、前述の視角からすれば個別研究にすぎない。史料的にも不足の観は免れえないが、幾分なりとも米代川舟運史研究の

お役に立てば幸いである。

I 米代川舟運ルートと舟番所

まず最初に、近世中期の能代湊の移出入品目とその全体に占める割合を検討し、そこから逆に米代川舟運の実体を推測してみたい。何故なら西廻り航路に拠った日本海海運では、一定の時期に比較的大量の物資の移出入が行われるはずであり、それに対応して、一時に多量の物資を領内移送できる手段を保有していることが前提条件である。特に生産原料の移出の場合はそれが必要不可欠であったことは言うまでもない。これをまかなえるのは、当時では舟運であったであろうことは想像にかたくない。これは、たとえば秋田湊が雄物川河口に開けたように、近世の地方の港の多くが領内主要河川の河口付近にあったことから、うかがい知ることができよう。

表I(次頁)は、文化5年(1808)から文化7年(1810)までの能代湊の移出入品及び秋田湊の移入品の1カ年平均と、享和3年(1803)・文化2年(1805)・文化7年(1810)の秋田湊の移入品の品目別割合を概括的に示したものである²⁾。秋田湊を入れたのは、能代湊の移出入品目とその割合を秋田湊のそれと比較することによって、米代川流域の経済的特質や米代川舟運の特色の一端をうかがい知ることができると判断したためである。

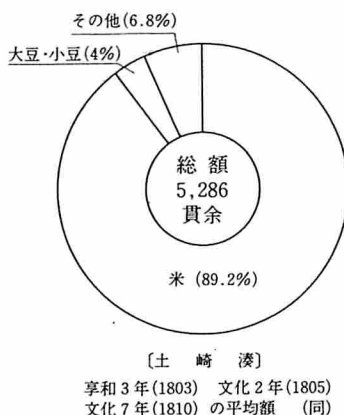
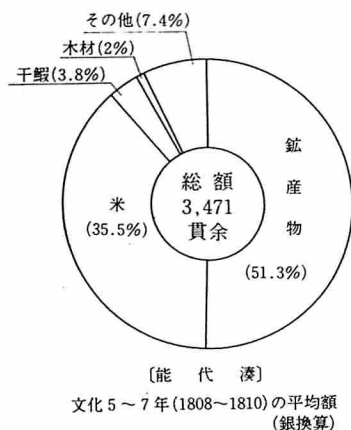
まず両港の移出入品目から共通点を指摘し、それを要約すれば、次の二点になる。

- ①移出品は品目とその割合には差があるものの、いずれも付加価値の少ない第1次産業製品が多いこと。
- ②移入品は、量的には両港の後背地域の消費能力を投影して大差があるものの、内容はいずれも

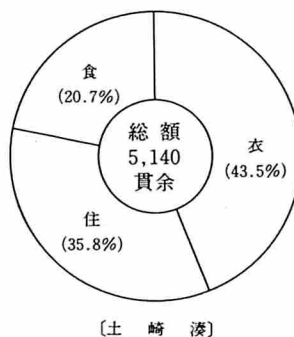
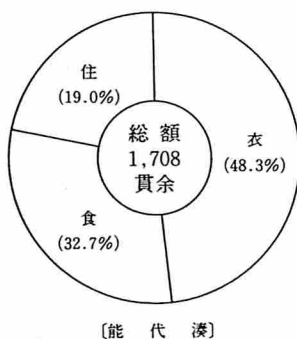
*秋田県立博物館

表 I 近世後期能代湊と土崎湊の移出入

① 両港の沖出額と主要物資百分比



② 両港の沖入額と衣・食・住類百分比



文化5～7(1808～1810)の平均額(銀換算)

『経済秘録』(秋田県立図書館蔵)より作成

生活必需物資で、衣の中では木綿関係が中心であること。

こうして両港の移出入品の共通点からは、秋田藩が持つ原料供給型とでもいうべき経済的特質をうかがい知ることができよう。

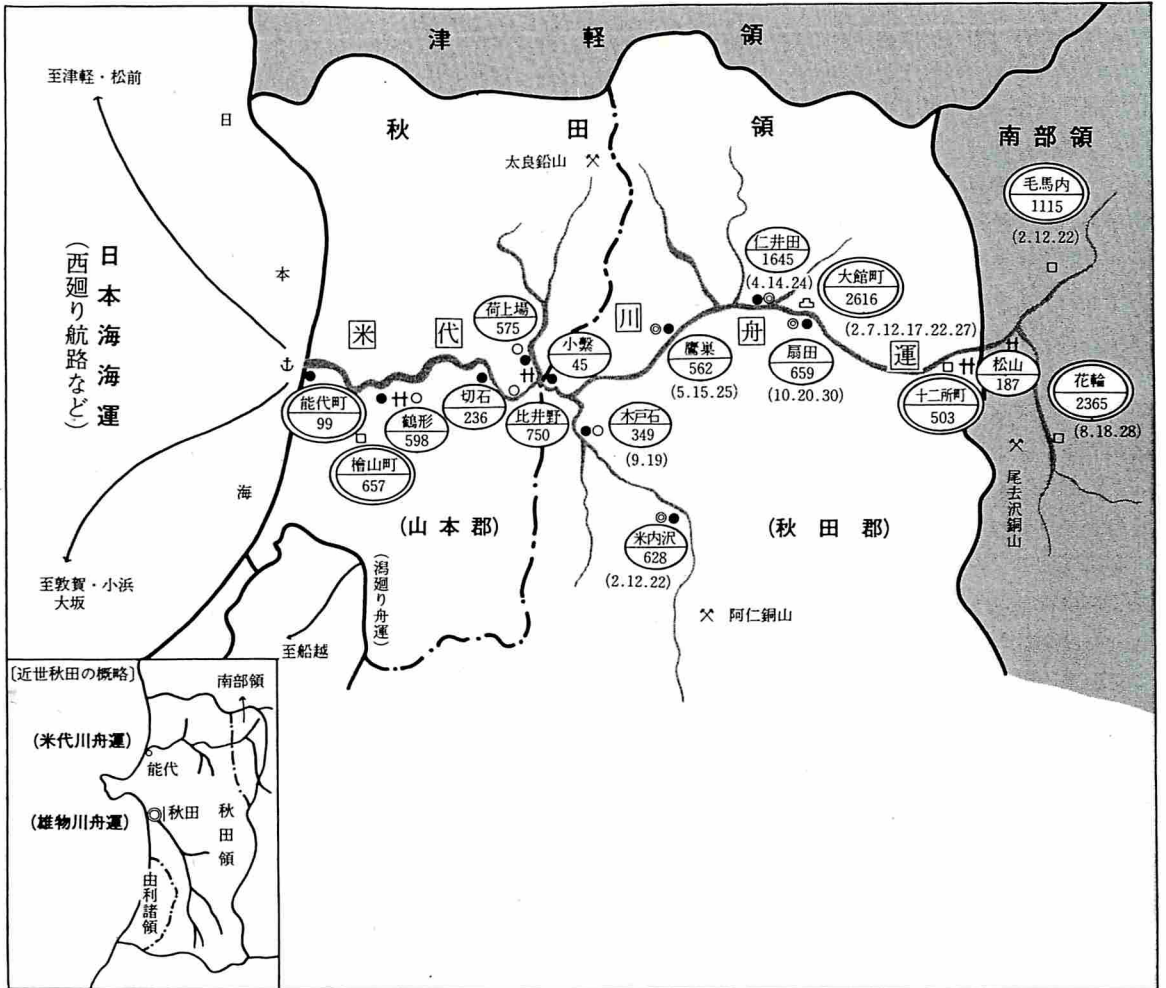
次に沖出物について検討する。能代湊で注目されるのは、1位が鉦産物であることと、干鰯と木材が商品として移出されているということであろう。このデータは秋田藩内における能代以北の地域の地域性を示すものであると同時に、米代川舟運の中心が鉦産物と米、そして木材の廻送にあったことを暗示しているものとみてよい。なお総額1782貫640匁で沖出物の51.3%を占める鉦産物の内訳は銅が1095貫を占めている。そして、そのほとんどが阿仁鉦山産出銅であり、更に後述する南部銅の沖出しも合わせ考えると、米代川舟

運の廻銅に果たした役割が極めて大きいことがわかるのである。なお木材もまた、米代川を筏で下したものであるが、額が予想外に少ないのは、乱伐による林産資源の枯渇から立ち直れないでいることを示している。

さて、こうした米代川舟運のルートと番所はどうなっているのか。これについては、図Iでその俯瞰図を示し、若干の補足をしておきたい。

米代川舟運の上りの起点、下りの終点は能代である。これを利用する地域は、秋田領では山本郡と秋田郡北部、南部領では鹿角郡であった。舟運の総元締は藩政初期は野代在番にあたった本方奉行、享保期からは専任の能代奉行であり、その配下に舟番所が配置された。結節地能代には、沖口番所をはじめ小館塙番所・常盤番所・向能代番所があって抜け荷や流材木の取締りを行ない、鶴形番所は川下げ物資の最終検番所・川上げ

図1 近世中期米代川舟運図



● 舟場	卍 番所
◎ 在町(3 齋市認可)	× 鉱山
○ その他の在町	
⚓ 港町	
△ 城下町	
□ 給人町	

備考

1) 町村名の下の数値は石高を示す。出典は次のごとくである。
 秋田領「出羽国秋田領郷帳」(1731)
 南部領「邦内郷村誌」(1789~1801)

2) 地下町及び在町の()内の数字は、市日を示す。

物資の最初の検番所として機能し、川役銀の徴収にあたった。

米代川中流で重きを成したのが荷上場番所である。荷上場付近は、南流する藤琴川・粕毛川が合流し、更に北流する大・小阿仁川が合流して、それぞれ米代川本流にそそぎ込んでいる要衝で、背後の阿仁、太良等の鉱産物をはじめ材木等の領外移出物資の集荷地点であった。南部領鹿角の川下げ銅を検査し、貫高に応じて役銀徴収を行ったのもこの荷上場番所である。

南部領とのかかわりで重きを成したのは十二所番所であり、主として物資と人々の出入国の検問・管理にあたった。

舟場では、秋田郡北部の要衝扇田が目される。というのは、当時の米代川で五十石積み程度の長船の廻行の限界点が扇田であり、そこから上流へは小型のシャイ舟での輸送が行われていたからである³⁾。すなわち同地は舟運物資の積替地であり、米代川大型舟運の下りの起点・上りの終点であったわけである。

本図に在町（市立を許可されている村）をも掲載したのは、秋田の北部の在町は、南部とは違い舟運抜きにしては考えられないことからである。

II 南部藩における尾去沢銅山の役割と全国的位置

尾去沢銅の米代川廻銅に言及する前に、南部藩における同山の役割と全国レベルでみた場合の同山が占める位置について、長崎御用銅問題にも触れながら、述べておきたい。こうした手順を経ることによって、尾去沢銅の米代川廻銅の持つ意味が鮮明になり、米代川舟運の廻銅に果たした役割の大きさがはじめて理解できよう。

南部領鹿角の諸山は、藩政当初は金山稼業で注目され、一時衰退後、銅山として再興されたものが多いが、尾去沢銅山はその典型であろう。『岩手県史』によれば、慶長4年（1599）から元禄9年（1696）にかけて開抗した28カ所の銅山の内、鹿角郡に属するものが15カ所をかぞえ、次いで和賀郡8カ所となっている⁴⁾。これは当秋田領の鉱山で全国でもトップクラスの産出額を誇った院内銀山や阿仁銅山の立地と合わせ考えると、奥羽山系がいかに豊かな鉱脈であったかを物語る。このうち尾去沢銅山は寛文二年（1662）に銅山稼業が始まったとされるが、最初から南部領内屈指の銅山であっ

たわけではなく、17世紀末までは毛馬内の白根銅山が群を抜いていた⁵⁾。尾去沢銅山の経営が軌道に乗ったのは、白根銅山経営を成功させた阿部小平治が同山の経営を手掛るようになってからである。ちなみに同氏稼行の宝永初期の産銅は、宝永元年（1704）から4年（1707）の一カ年平均が40万斤に達したという⁶⁾。

正徳二年（1712）南部藩では、同山を御手山扱いとし、銅山奉行の支配下に置くことにした。しかし実際には、盛岡商人和久屋平左衛門が経営し、以後、尾山屋武兵衛、同伝右衛門、伊久屋権四郎、南部屋八十治など盛岡や江戸の商人に経営がゆだねられた⁷⁾。この頃になると尾去沢銅山は南部領屈指の銅山の位置を占めており、それは正徳5年（1715）幕府によって長崎御用銅高の割り当てが行われた際の南部藩の対応の仕方からも明らかである。

この年幕府は65万斤の長崎御用銅廻銅を同藩に割り当てた。指定された銅山は南部領内の白根・立石・尾去沢の諸山であったが、これに対する同藩の解答は白根・立石には廻銅できるだけの産出高は見られず、尾去沢銅山産出銅30万斤のみ廻銅可能というものであった⁸⁾。

こうして尾去沢銅山は、18世紀初頭には南部領屈指の銅山となり、同藩へ割り当てられた長崎御用銅を一手に引き受けていくのである。その産銅高は全国レベルで見れば、秋田銅や伊予銅には及ばないものの、これらに次ぐ位置を占め、「秋田銅」といえば大半が阿仁銅山の産出銅を示すように、「南部銅」「盛岡銅」といえば、その80パーセント前後は尾去沢銅山の産出銅をさすのである。そして少なくとも享保期までは、その大半が米代川を川下げし、能代湊から沖出ししていたのであった。

III 享保・元文期尾去沢銅の米代川廻銅

江戸中期以降の南部藩の重要移出品の中で、秋田藩のそれと共通する品目は、銅と木材である。今、銅に絞って述べれば、そのほとんどが尾去沢銅で、大坂方面への出荷が盛んであった。この大坂登せ銅ルートは尾去沢から米代川舟運を利用して能代湊へ、能代湊から西廻り海運で大坂へというのが、交通の利便さからいっても経済効率からいっても、最も合理的なものであり、寛文期以前の金山稼業の段階からすではじま

っていた⁹⁾。こうした南部領鉱産物資の米代川川下げは途中南部・秋田両藩の藩境界をめぐる紛争で中断されることもあったが¹⁰⁾、享保・元文期の史料では順調で、尾去沢銅の米代川廻銅も、明和2年(1765)同山が藩の直営になって野辺地廻りに変更させられるまでは、長崎御用銅をも含む大坂方面登せ銅の為の、最もオーソドックスな廻銅手段として重用されていたのである。

さてはじめに、尾去沢から能代までの廻銅ルートと廻銅手続について、少し立ち入って検討してみたい。寛政元年(1789)「公儀御見分役諸御用控」には、尾去沢銅が山元から沖出しする湊までの廻銅ルートが三通り記されているが、その中から米代川ルートを抜き出し、簡略に示せば次のようになる¹¹⁾。

- ①尾去沢銅山から秋田領十二所関所までは駄送
山元^{1里半}土深井^{16丁}秋田領沢尻村^{16丁}十二所
②十二所から能代湊までは川舟
十二所^{2里2丁}扇田^{15里半}能代湊

これは寛政期の記録で若干時代にズレがあるが、ここから明和以前の廻銅ルートを推定することに難はない。その移送手続は次のごとくである。

当時は実質的には請山制で、十分一役で他領移出が許可されていたから、最初に必要なことは他領移出手続である。享保18年(1733)「伊久屋権四郎江御委任証文」に出てくる次の一節がこれを示してくれる。すなわち「銅他領出仕候者、銅山奉行判形、以御番所相通追¹²⁾老紙他領証文可相出事¹²⁾」として、銅山奉行の判形があれば番所の通過は許可され、後日他領証文を提出すれば同藩への手続は完了する。伊久屋権四郎は当時の尾去沢銅山の経営者であるから、ここでいう番所は松山番所と推定される。

次の手続は、米代川の秋田領内部分を管轄している秋田藩から通行許可を得ることである。この時に積み荷の貫目を調べられ、応分の役銀を支払ってはじめて能代湊沖出しにこぎつけることができるのであるが、実体はどうだったのであるか。この辺の実情を示しているのが、秋田藩側の史料「諸御役積り覚書」である。そこで同史料の該当部分を抜き出して、若干の検討を加えてみたい。

諸御役積り覚書¹³⁾

- 一、南部領山々より 出候銅鉛御当領十二所関所より入能代へ相通候為役銀銅拾六貫目入壱固ニ付

銀京目四匁鉛百貫目ニ付同京目三拾目宛荷上場村御番所御調高次第極月上納之定

- 一、享保十一年年御役銀拾貫目余相滞申候山仕尾山屋伝右ニ門同武兵衛能代宿請合小玉五兵衛
一、享保十三年年より 御役銀上納不致候内ハ出銅之内二十歩一能代蔵宿ニ残シ置候様ニ被仰付候
一、享保十五戌年右御役銀能代越前屋久右ニ門請合致候ニ付式拾歩一残シ銅御免ニ而皆々沖口指出候
一、享保十六亥年御役銀之内式拾貫目亥八月三日上納仕候ニ付残シ銅御免ニ被仰付候
一、享保十七年子年より 右御役銀能代宿越後屋孫左ニ門受合仕御証文指上候ニ付残シ銅御免ニ被仰付川下々之分無残沖口差出候
右印候分者尾去沢山也

(以下略)

この史料によれば、南部銅の米代川廻銅に対する秋田藩側の第一関門は、藩境にある十二所関所である。ここで領内通行を許可され、駄送してきた銅を舟積みし米代川川下げが始まる。積み荷が具体的に調べられその貫目に応じて役銀を上納する場所は、米代川中流の要衝であり、秋田領内の諸山産出物の米代川川下げの検閲地点である荷上場番所である。能代湊からの沖出し許可は、本方奉行ないしは能代奉行の印判を得て行い、西廻り海運で大坂方面へ登せられるのだが、これについては後述する。

さて役銀の上納をめぐる問題であるが、これがスムーズではない。この史料は役銀滞納の実体と秋田藩側のそれへの対応を、限定された年代ではあるが記している。役銀は、銅16貫目入1個に付銀京目4匁、鉛100貫目入1個につき30匁である。享保11年(1726)に滞納がおこる。(ただし、これが滞納事件の初発かどうかは確定できない)これへの秋田藩側の対応策が、役銀不納の廻銅高の20分の1を能代の蔵宿に残させ、残りの沖出しを許可する方策で、享保13年(1728)から始まった。これを避ける為に南部側は能代の蔵宿に役銀を代済してもらい、川下げ銅のすべての沖出し許可を得る。この史料には南部領諸山とあるが、山師の名が尾山屋伝右衛門と武兵衛と記されていることから、尾

去沢銅山の米代川廻銅にかかわった一件であったことはまちがいない。こうして能代の廻銅問屋と尾去沢銅山との結びつきが強まり、彼等の役割は、尾去沢銅の米代川川下げ一能代沖出しにとって必要不可欠のものになって、それを専業とする廻銅問屋も出現する。

さて役銀上納の手續が終ると、次は沖口通行許可が必要である。能代に在番し、他領物資の移出入関係をも管掌しているのは能代奉行である。これは享保7年(1722)2月、新任の能代奉行武藤七太夫に藩当局が申し渡した条々からも、ある程度の推測が可能である。すなわちその12条目に記されている「一、南部領銅山等之入用雑物山師とも能代江相廻南部江指遣度旨於申立者能代奉行以印判十式所江可相通事」¹⁴⁾がこれである。しかしこの条目は、能代から入る南部領銅山等の入用物の取り扱いについてのものであって、南部領銅の沖出しについては、実務レベルではともかくも、最終認可権は別のところにあることを予測させる。

享保7年(1722)4月4日、武藤七太夫が藩庁に出した「窺書」は、新任の能代奉行として、他領移出品の通行許可等についての決裁の仕方を求めたもので、文中からは南部領銅鉛の沖出しの件も散見できる。そこで、その内容とこれに対する藩庁の指示を記した史料を示し、南部領銅の沖口通行についての能代奉行の権限に言及してみよう。

窺書覚¹⁵⁾

- 一、南部領諸商人上方ニ而品々相調能代湊江下南部江指遣候節十式所御関所通願書付江裏判致御本方奉行兼役之節著指出候当役初ニ之儀故奉候儀南部領銅山之山師入用之雑物從能代南部江遣候儀著私印判を以十式所相通候様に以御条目被仰渡候諸商人荷物通候儀著山師荷物之外ニ品々商売物指出候儀ニ而被仰渡之外に御座候
- 一、御直山銅鉛能代ニ而船積之節御本方奉行兼役之節著裏判致沖口相通候儀著御直山御雇船入津最中船積立節ニ而出船指支候様に相聞得候間裏判之儀早々被仰付可然奉存候
- 一、御当領受山師鉛山本郡水沢山鉛南部領銅鉛能代宿江遣同所沖口差出候裏判之儀右同断
- 一、右之銅鉛能代裏判ニ而沖口御番所相通候様に被仰付候ハ、水沢山より出候鉛荷上場御番所之調ニ不合能代江指出候故御支配目付於能代箇數貫

目相調候事付御会所江指出候御運上銀山師上納之節御引合之本に立申事ニ候御直山御當領南部銅鉛共ニ荷上場御番所ニ而箇數貫目相改其上能代江指出候水沢山鉛ハ能代宿江直々相届其上宿方より御目付江為相知御調申請候事故調候御目付其度々裏判致候者江為知書付指出候様に無之候ニ而裏判致候者箇數貫目相知不申候

寅四月四日

(以下略)

この史料によれば、武藤七太夫が南部領出入物資の取り扱いについて指示を仰いでいるのは次の二点である。

- (1)山師荷物以外の商売物の取り扱いをどうするか。
- (2)南部領銅鉛の沖口通行をどうするか。

具体的任務については、本方奉行を兼役していた時のように印判して認可しても良いかどうかということである。このことから、この時点までの南部銅の沖口通行許可決裁は、本方奉行の任務であったことをうかがい知ることができる。

この「窺」に対する藩庁の指示は、4月6日付で出されているが、次の史料がそうである。

覚¹⁶⁾

- 一、御直山銅鉛能代船積沖出致候事南部領諸商人上方ニ而品々相調能代湊江積下南部江差遣候節十式所御関所相通候事
- 一、御当領請山師鉛并南部領銅鉛能代沖口相通候事(中略)

右之通向後能代奉行の印判可指出候以上

寅 四月六日

これによれば、前述の事項はすべて能代奉行が印判して認可できることになり、同時に指示されている当秋田領内の御直山銅鉛の沖出認可、請山師鉛の沖口通行認可と一緒に、この時点(享保7年)から能代奉行の職務権限下におかれたことを示しているものである。

本節の最後に、南部銅の米代川廻銅一能代湊沖出しの具体例をみてみよう。

表2は元文2年(1737)の南部銅・鉛の米代川川下げ一能代沖出し状況をまとめたものである。表2からは次の事が知り得る。まず廻銅総高が4977箇・76387貫余と極めて大きいこと、次にその内訳では尾去沢銅が78.6%と圧倒的地位を占めていることがこれである。なお、この年に秋田藩が課した役銀は、銅総高76387貫

400目に対して京目19貫96匁余、鉛775貫に対して同じく232匁余であった¹⁷⁾。

表2 元文2年(1737)南部領銅鉛能代沖出し高

品目	鉱山名	箇 数	貫 目	百分比
銅	尾去沢山	3,926箇	59,996貫600目	78.6%
	白根山	931箇	14,220貫800目	18.6%
	狼倉山	120箇	1,860貫	2.4%
	横山	20箇	310貫	0.4%
	小計	4,997箇	76,387貫400目	
鉛	尾去沢山	50箇	775貫	100%

元文二年「諸山銅鉛入品目箇数覚」より作成

表3 享保年間秋田銅・尾去沢銅の長崎廻銅高と全国比
単位 斤・()内は百分比

	全国御用銅総額	秋田銅	尾去沢銅
享保元年(1716)		1,700,000斤	300,000斤
享保4年(1719)	4,410,500斤	1,400,000 (31.7%)	400,000 (9%)
享保6年(1721)	3,965,670斤	1,400,000 (35.3%)	450,000 (11.3%)
享保13年(1738)	1,385,010斤	418,000 (30.1%)	102,750 (7.4%)

大正版『秋田県史』第三冊 591～607頁
杉原行天「旧書集摺」三 所収「当亥年長崎廻銅諸国江割付覚」より作成

表3は享保年間における秋田銅と尾去沢銅の長崎廻銅高を、知り得た範囲で示したものである。この時期の尾去沢銅は前述のごとく、すべて米代川を川下げしたものと想定され、秋田銅の大部分が阿仁銅で同じく米代川を川下げしたものであることを考慮すれば、享保・元文期の米代川舟運が長崎御用銅の廻銅に果たした役割の大きさが知り得よう。

Ⅳ 尾去沢銅山の藩営化と米代川廻銅禁止問題

明和二年(1765)十一月、南部藩では、それまで請山であった尾去沢銅山経営を藩の直営に切りかえた。それに伴い、沖出港も秋田領能代湊から領内野辺地湊に変更された。この廻銅コースの変更は、銅の輸送の面だけから見れば、必ずしも得策ではなかった。米代川を川下げして能代湊から西廻り航路で廻銅するのと、野辺地まで駄送して同じく西廻り航路で廻銅するのでは、日数・利便さにおいては勿論のこと、費用の点でも大きな違いがあり、秋田藩への役銀上納を考慮したとしても、米代川川下げ一能代沖出コースの方に分

があった。このことは南部藩でも熟知のことだったはずである。したがってこの変更問題は、単に廻銅にとどまらずもっと大きな背景、すなわち同藩の領国経済政策の基本方針の変化とのかかわりで考えるべきであろう。そこで宝暦期に始まった大坂荷物秋田湊陸揚げ禁止問題も念頭において、この問題の政策的意味を考えてみたい。

南部領の西廻り諸荷物は、秋田領秋田湊に陸揚げし雄物川舟運で仙北諸舟場まで運ばれ、そこからは駄送で角館・生保内を経て仙岩峠越えをし、盛岡に廻送されていた¹⁸⁾。ところが宝暦期に入って南部藩ではこれを中止し、西廻り諸荷物の野辺地陸揚げを命じた。これまた、日数・経費・利便さからみて、秋田湊陸揚げの方に分がある。それは、近江商人鍵屋茂兵衛以下十三名が陳上書の中で「同所へ廻廻し候様御沙汰候へとも秋田よりは里数遠く入用相嵩み候¹⁹⁾」と述べていることから明らかである。

こうした南部藩の秋田・能代両港の使用禁止政策は多少のデメリットを承知のうえでのものであり、その原因としてはたび重なる秋田・南部両藩の領域紛争もあったであろうが²⁰⁾、基本的には領国経済の藩による掌握強化を目ざす為の政策と考えられる。そのためには、領国経済の領内完結化が望ましく、自前の湊を振興して領内移出入物資の窓口とし、管理を強化することも必要である。こうして藩では、野辺地湊の振興に力を注ぐことにしたのであろう。南部銅の米代川川下げ一能代沖出禁止は、以上の文脈でとらえるべきである。

さて、南部銅の米代川川下げ一能代沖出し禁止は、前節で述べたような結びつきを持っていた能代の廻銅問屋を、経営危機におちいらせた。こうした中で、米代川川下げ再現を要請する動きが能代の廻銅問屋から出てきたのは当然である。その一例として、明和5年(1768)能代廻銅問屋清水九兵衛による川下げ再現の嘆願と、それをめぐっての盛岡商人の動きを、鹿角市『阿部家文書』によって紹介しておきたい。

この史料は「秋田能代清水九兵衛願書写」と標題がつけられており、その内容は、①清水九兵衛から相談を受けた盛岡商人の藩当局者へのうかがい、②清水九兵衛願書、から成っている。表題のごとく写しではあるが、この問題の波紋にさらされた能代の廻銅問屋の

窮状、そして相談を受けた盛岡商人の困惑といったものが具体的に記されているので、全文を掲載して、若干の整理を試みたい。

秋田能代清水九兵衛願書写

明和五年子十月十七日 (表紙)

史料④^㉗乍恐以口上書奉奏上候御事

21)

一、尾去沢御銅山御廻銅之儀近年御直山 = 被為撻候後野辺地廻 = 被為撻候趣奉承知候然所秋田能代問屋清水九兵衛方より私共江申参候 = 者 尾去沢御山御銅連年畑田江御出シ不被成下道中筋以之外其筋窮仕就中拙者儀上方客船入津茂薄罷成商売方莫太相違 = 罷成迷惑仕候 = 付段々思慮仕候而先年御銅御廻シ方之節ヨリ入料格別 = 相減申様 = 工夫仕御銅御送方并川通御証文頂戴之義御役銀上納筋共 = 万事御山元 = 而御苦勞下被撻候様 = 取斗可申趣段を何卒相働以前之通秋田廻 = 被成置候様願出申度心懸罷有候間私共 = 茂相用 = 罷成右三人 = 而御廻方御請負之儀願上申間敷哉与申参候尤九兵衛一分 = 而願可申儀 = 御座候得共御太切成御用物之義勿論他国者之儀 = 御座候得者無覚束被召置候御事も可被撻御座哉比所奉恐入猶又遠境之義 = 候得者願書等差上候儀も兎角有躰 = 相届不申彼是一人 = 而者縦御願筋被仰付被下置候而茂万事相及兼申候 = 付相用 = 罷成加認呉候様 = 与右之趣具 = 申参候

一、右御銅御廻方之儀者近年御直山後野辺地廻 = 被為撻候御儀奉承知乍罷在九兵衛江数度及候迎相用加談仕又候秋田廻 = 奉願上候御義千万奉恐入候御儀故加談相及兼申訳九兵衛江数度及挨拶罷有候然所其後又候申参候者川御役銀御減願筋も久保田其筋重御役人様江御内々窺上差置成 = 国表御役人様より被仰付さへ御座候得者早速表立願上大半成就可仕様 = 取捨罷有外諸入料茂殊之外吟味相減申様 = 取繕御国元御益筋不少御事 = 相働差置候間何分加談仕候様 = 与申参候

一、右之仕合 = 御座候得共前書奉御申上候通奉恐入御事故其儀取請不申罷在候所急段取合申度義候間罷越呉候様申参候 = 付私共兩人能代江罷越毎度より申参候趣ども得与届申候所己前より申参候趣意相違無御座依而九兵衛此度別而私共江申聞候ハ拙者義是迄様々工夫出情仕久保田御役人

中様江茂御内々与乍申追々申上取繕大抵首尾寄相成居候様相見得申候ケ様程迄出情相働罷在候儀盛岡表御役人中様方御聞相達不申儀千万残念之至 = 奉存候殊 = 拙者義勝手筋斗を存申上 = 者全無御座先年より入料格別減候様 = 罷成御国元甚御益筋 = 相成被撻候御事 = 奉存近年久敷御山御用被仰付被下置

御国恩相蒙申私義故何卒御注進 = 相働差上申度念願罷在候 = 付追々右之趣申達候此義得者致承知相用加談仕候様 = と申義 = 御座候故私共茂段々内談仕見申所 = 委細九兵衛申出候通先年よりハ万事入料相減申様 = 御座候得者乍恐御国方御益筋様 = 奉存候御事故奉御聞入候御儀 = 奉存候得共此度九兵衛 = 加談仕願書為差上申候御益筋之義者九兵衛差上候願書 = 委細奉申上候乍恐右之趣被仰付被下置候ハ難有仕合奉存候御憐愍を以宜被仰付被下置度奉存候乍恐右之段奉窺上度如願奉申上候以上

明和五年子七月

盛岡久慈町

久兵衛

同材木町

善兵衛

松田佐次右衛門様

紫内四郎作 様

史料⑤ 明和五年子七月能代清水九兵衛願書写

乍恐以書付奉願上候御事

一、尾去沢御山出御銅先年より秋田表江御出被置能代表より西廻リ = 而大坂江為登被置候処去戌年より南部御領内野辺地江御出シ夫より上方江為御登被置候御事

一、右御山御銅先年より能代支配私 = 被仰付御用相働年来御山御徳を以問屋家業相続仕難有仕合奉存候然所近年御銅秋田表江御出シ無之候 = 付上方表客船入津茂薄罷成商売方莫太相違 = 相成乍恐家業相続躰迷惑千万 = 奉存候御事

一、御銅秋田表江御出シ被置候節者十二所御関所より入能代表江相通リ夫より大坂表江為御登被置候 = 付十二所より能代迄川目通夫々御銅引請御

宿仕御徳を以家業相続仕候族数多有之候得共只今_二而者_一 御銅荷物無之家業相続可仕様無御座甚難渋千万迷惑至極奉存候御事

- 一、右奉申上候通_二御座候故何卒御山御益筋_一 相成先年之通秋田表_二江御出_一 被為搦候様_二仕度は迄色々工夫仕此元方_一 懸合仕何卒御山御益筋_二仕度先達而_一 南部御領内盛岡菊地善兵衛宮久兵衛兩人方_二江度々_一 申遣候得共

御上様如何程之御訳柄_二而_一 野辺地表_二江御廻被置候哉急段難申上由是迄相延罷有候依_二而_一 此度態々飛脚差遣兩人此方_二江相招段々_一 取合仕候_二而_一 此度奉願上候此方秋田御役人様_二江茂_一 段々御内々御窺奉申上大方首尾方_二も_一 相聞得表向願書差出候_二ハハ_一 如何早速相済可申哉奉存候_二付_一 此度急段右兩人_二江_一 取合仕奉願上候間願_二之_一 通被仰付被下置候_二ハハ_一 秋田表_二江_一 御上様_二江_一 表向願書指出早速相済申様_二仕度奉存候依_二之_一 左之通奉申上候事

- 一、尾去沢御山出御銅御山元_二より_一 土深井村_二江_一 御出し夫_二より_一 秋田御領内沢尻村_二江_一 相通り十二所関所_二より_一 能代_二江_一 相通り能代表_二より_一 大坂江廻船を以為御登被成置候様奉願上候依_二之_一 御山元_二より_一 能代迄馬駄賃宿之蔵敷川船賃其外秋田川通御役銀相加惣_二而_一 能代表_二江_一 御銅差仕沖口指出候迄惣掛り物先年_二より_一 随分此度相減御銅正味拾六貫匁入壺筒_二付_一 為惣入料九六銭三百七拾文宛_二而_一 私_二被_一 仰付被下置度奉願上候左候得_二者_一 善兵衛久兵衛私三人_二而_一 御山元_二より_一 御銅請取能代表_二江_一 前件之通仕送り申御義_二御座候間_一 乍恐奉願上候通被仰付被下置度奉願上候御銅者御山元於御台処之御調申請其度毎_二受取_一 申御義御座候明春番立廻船_二より_一 於能代表船積為差登申様_二被_一 成下置度奉存候御事
- 一、御銅川通御証文之義者年々其年限_二私名目_一 而申請御役銀私方_二より_一 上納可仕奉存候御事

- 一、大坂表_二江_一 為御登被成置候時_二者_一 先年之通長崎御用御名目_二而_一 御銅壺筒限皆掛木札付於能代私客船之内随分吟味仕地御雇船_二を_一 以為差登申度奉存候然者地御雇船_二を_一 以為御登被置候時_二者_一 先年之通御銅御運賃大坂門並相究_二より_一 壺割引_二而_一 荷物無相違請取候己後相渡申御義_二御座候得_一 御運賃も甚御益筋有之惣_二而_一 為御登方先年之通_二可_一 仕奉存候尤能代表_二江_一 積方為御見届御役人様御付被下置

候共乍恐思召次第被成下度奉存候事

- 一、前件奉申上候通_二御座候間_一 以御憐愍願通被仰付被下置度奉存候御事

右之趣宜様被仰上被下置度奉存候以上

明和五年子七月廿一日 秋田能代問屋

清水九兵衛

史料◎ 乍憚口上覚

- 一、此度御山江御注進願書差申候間右願書宜様被仰上被下度奉存候尤願書符印仕差上申候門府印之俣_二而_一

佐次右衛門様并御同役様御兩所様_二江_一 被差上被下置度奉存候已上

子七月廿一日

清水九兵衛

井上庄兵衛殿

最初に、この嘆願の経過を史料④からまとめると、次のようになる。

- ①能代問屋清水九兵衛から盛岡商人菊地善兵衛、宮久兵衛に対し、停止後の能代側の窮状と、再開した場合の南部側のメリットを示し、能代沖出しの再開と三者による請負いを嘆願しようと持ちかけた。
- ②最初は藩の方針だからと渋っていた兩人も、久兵衛の出した条件が、停止以前のものよりかなり改善されており、久保田役人にも通じてあるとのことなので能代へ出かけ談合した。
- ③ここで合意点に達し、二人は「窺書」の形式で九兵衛の出した「願書」をサポートすることにした。そこで九兵衛が提示した条件を史料⑥から抜き出し箇条書にして示してみよう。

①運賃の割引き

○山元より能代沖口まで16貫匁入1箇について惣入料96銭370文で請負う。(内訳一駄賃・宿之蔵敷・舟賃・役銀)

○西廻り船賃は大坂並相場の1割引

②米代川通証文は清水名義で確保。

③川役銀は清水払。

④能代沖出しは長崎御用銅名目で優先させ、春一番の船で行う。

以上が、九兵衛の嘆願の骨子であるが、他領商人からの願書提出であるから、直接藩の中樞部へとはいかない。「願書」が尾去沢銅山支配人井上庄兵衛を介して

出されていることは、史料◎からうかがえる。

さてこれが南部藩の受け容れるところとなったかどうか問題であるが、今のところそれを知る史料をつかみ得ない。ただ、次の秋田藩側の史料から、安永期には再開されていることを知ることができる。

南部銅能代沖出御証文并 = 右御役銀手形写共 = 22)

南部尾去沢より 出候銅当領十二所関所より 出能代江相回候付川通川欠為普請料役銀銅拾六貫目入巻筒 = 付銀京目四匁江三割半増加先年より 上納致来候處問屋共依頼為御惠右四匁之内式匁令用捨同銀式匁江三割半増加差出当子年能代沖口無役 = 出候儀意得候沖口者能代奉行判形を以可相通候荷上場於番所箇数貫目調高次第右役銀当十二月中可納之不相済内、川下銅高之内沖口差出候箇高 = 応し式拾歩壹能代蔵宿へ可残置候万一定之通普請料於不相済、捌方之義者其節可申渡者也

安永九年子六月十一日 一学

南部尾去沢銅山支配人

井上庄兵衛との

菊地勘左衛門との
能代宿
越後屋太郎右エ門
同
清水九兵衛
久保田宿
旭屋伝左エ門

この史料は、安永九年（1780）に出された南部銅能代沖出証文と川役銀手形の写であるが、問屋の願いによって役銀を軽減し、能代沖口を無役で通すという内容で、清水九兵衛の名も記されている。これは再開後も秋田藩側の銅問屋による尾去沢銅の米代川川下げ・能代沖出し確保の努力が経費の削減という形で続けられていることを意味し、尾去沢銅山側も、基本姿勢としては藩の方針である野辺地沖出しの線を守りつつも、能代の廻銅問屋側が示す経費削減のメリットを評価する形で、一部の米代川廻銅・能代沖出しに依っていたことを示している。

それにもまして大きな変化は、廻銅量の減少ではな

表4 文化12~14年・文政1年 秋田銅・盛岡銅の廻銅額と全国比

単位 斤・()内は百分比

年代	内訳	全国総額			秋田銅			盛岡銅		
		長崎御用銅	地売銅	廻銅総高	長崎御用銅	地売銅	廻銅総高	長崎御用銅	地売銅	廻銅総高
文化12年 (1815)	①	1,672,344			600,000 (35.8%)			352,344 (21.0%)		
	②		804,996			215,710 (26.7%)			51,000 (6.3%)	
	③			2,477,340			815,710 (32.9%)			403,344 (16.2%)
文化13年 (1816)	①	1,763,719			700,000 (39.6%)			343,719 (19.4%)		
	②		1,215,903			432,920 (35.6%)			60,075 (4.9%)	
	③			2,979,622			1,132,920 (38.0%)			403,794 (13.6%)
文化14年 (1817)	①	1,802,489			600,000 (33.3%)			466,489 (25.8%)		
	②		1,687,804			694,100 (41.1%)			60,075 (3.5%)	
	③			3,490,293			1,294,100 (37.0%)			526,564 (15.1%)
文政1年 (1818)	①	1,946,118			600,000 (30.8%)			626,118 (32.2%)		
	②		1,609,529			524,880 (32.6%)			65,250 (4%)	
	③			3,555,647			1,124,880 (31.6%)			691,368 (19.4%)

杉原行天『旧書集摺』八冊之内三所収「国々御銅直段付」より作成

かったか。天明2年(1762)に尾去沢御用銅掛から大坂留銅懸役人に出した「為積登申御用銅送状之事」によれば、荒銅五万斤が長崎御銅として能代から積み出されている²³⁾。ちなみに同じ天明2年(1762)の「御巡検使之砌御答筋抜書」には当時の尾去沢一山で50万斤の出銅が報告されており、御用銅の割付高はそれを上まわる80万斤であった²⁴⁾。

この頃の南部銅の移送ルートは三つあり、「御巡検使之砌御答筋抜書」には「廻銅春立より夏中迄之出銅ハ西海廻=相成秋田領能代湊并領分野辺地湊より相登為申候秋より冬中之出銅ハ東海廻=相成仙台領石巻より為指登御定例²⁵⁾とある。能代・野辺地・石巻三港の廻銅高を数字であさえることは、まだできていない。しかし、これによって能代沖出し分が激減したことは明らかであろう。

なお清水九兵衛は、これ以後も尾去沢銅の米代川廻銅を請け負い、寛政元年(1789)「公儀御見分役諸御用控」に、能代御銅問屋清水九兵衛として越後谷太郎右エ門とともに書留られており²⁶⁾、幕末期の東国諸商人名簿である『東講商人鑑』にも長崎御用銅廻船問屋の一人として名を連ねている²⁷⁾。

最後に文化12年(1815)～文政1年(1818)の秋田銅と南部銅(この頃は盛岡銅と称された)の廻銅高とその全国比を示し、そこから幕藩制後期の南部藩の鉦山政策の一端を秋田藩との比較においてうかがい、南部銅の米代川川下げ・能代沖出し縮少問題とのかかわりにも触れて本節の終りとしたい。

表4は、単に両藩の廻銅高の推移にとどまらず、内容を検討すれば、両藩の藩政後期の銅山政策の違いを見出すことができる。明和2年(1765)は両藩の後期銅山政策を象徴する年である。この時期、両藩は共に経営不振にあえいでいたが、その改革の仕方が全く逆の方向で始まった。同年南部藩が尾去沢銅山を請山制から直山制に変更したことは前述のごとくであるが、この年秋田藩は逆に阿仁銅山を直山制から請山制に変更したのである。秋田藩はそれから二年後に直山制を復活するが、必ずしも好転せず、文化3年(1806)、大坂の特権的銅問屋大坂屋に経営をゆだねる²⁸⁾。この表の秋田藩のデータは大坂屋によって立ち直りつつある阿仁銅山の姿を示している。

以上を念頭においてこの表をみると、まず長崎御用

銅において、両藩の対応の仕方の違いが目につく。秋田銅の廻銅高は文化13年(1816)以外は横ばいで60万斤であるが、その全国比は30パーセント台は維持しつつも減少の傾向を示している。他方盛岡銅は、文化14年(1817)に飛躍的な伸びを示し、翌文政元年に至っては秋田銅を2万6千斤余上まわり、その全国比も32パーセント余と高まっている。ちなみにこの年の長崎廻銅高の1位は別子立川銅で72万斤(36.9%)であり以下盛岡銅、秋田銅の順となり、秋田・南部両藩で63パーセント余を負担していたことになる。

次に地売銅はどうか。ここでは秋田銅の伸びは大きく、文化13年(1816)以降は以前の倍以上の廻銅高であり、全国比も30パーセント台と大きい。これに対して盛岡銅は伸びず、ほぼ横ばいの4パーセント台である。

こうして文化末から文政初年にかけてのこのデータからは、次の三点が指摘できる。

- ①両藩とも廻銅総額では伸びつつあり、全国比も高い。
- ②長崎御用銅では盛岡銅の伸びが著しく、秋田銅とはほぼ肩を並べる状態である。
- ③地売銅では秋田銅の伸びが著しい。

この三点は、官営の盛岡銅と、半ば民営の秋田銅といった両藩の銅山政策の違いをはっきり示している。この時期の銅値段は秋田銅の場合、御用銅百斤に付156匁5分2厘、地売銅百斤に付160匁6分であるから、上記の経営である秋田銅が地売に力を入れるのは当然のことであつたらう。他方盛岡銅の場合、御用銅百斤に付139匁4分8厘、地売銅159匁3分で、これも地売銅値段が圧倒的に高いのだが、こちらに振りむけないのは総高で余力がないのと、御用銅の場合幕府から前渡金が出ることも考慮した、官営銅山らしい対処の仕方といえよう²⁹⁾。

こうして南部銅の廻銅は藩当局が主導権をにぎっており、領国経済の自己完結化と活性化を考えれば、野辺地湊の振興に力を注ぎ、そちらへの廻銅を強化するのは当然で、藩政後期の尾去沢銅山の米代川川下げ・能代沖出しが明和期以前ほどふるわなかったことも理解できるのである。

結びにかえて

以上、『阿部家文書』『旧書集摺』『能代掟帳』等

の原史料と若干の刊行資料に依拠しながら、近世における南部銅の米代川川下げと能代沖出しの実態について考察してきた。

この結果判明した点を要約すれば次のようになる。一つは、川下げと沖出の中身の問題であるが、これは明和2年(1765)の尾去沢銅山直山化の時点画期として、二期に大別して考えることができる。すなわち寛文期後半から明和元年(1764)までは、両藩の藩境争論の影響で一時期中断をみながらも、全般的には廻銅の大部分が米代川川下げ・能代沖出ルートで行なわれていた時期で、この段階で能代の廻銅問屋と同山との結合が深まった。そして明和2年(1765)以降は、藩命で一時期停止、後に一部回復といった曲折を経ながらも、南部領銅廻銅の主要ルートの位置からは、はずれていった時期である。かくて南部領銅の米代川川下げ・能代沖出しの全盛期は明和元年(1764)までということになるわけである。

今一つは、こうした画期を成した要因が、南部藩の鉱山政策の変更で、しかもそれは領国経済の掌握強化策の一貫としてとらえることによって理解できるということである。すなわち、尾去沢銅山の直山化は自前の港としての野辺地湊の振興と連動したものであるが故に、幕藩制後期の南部領銅の米代川川下げ・能代沖出しの完全回復はあり得ないことだったのである。

なを「清水九兵衛願書」の全文を紹介したのは、そうした変革期に対する能代側銅問屋の現実的な対応を示す好史料であると判断したためである。

なお、明和期以降の米代川廻銅のデータについては今のところ史料を発見できず、実証性に乏しい考察に終わったことは大きな反省事項で、今後の課題としたい。大方の寛怒ある御叱正を願うものである。

小稿の作成にあたり、現地調査では奈良寿氏をはじめ鹿角市史編纂室の方々から御教示を賜り、原史料の解説にあたっては時として国安寛氏の御指導を得た。末筆ながら厚く御礼申しあげる次第である。

註

- 1) まとまった仕事としては、松橋栄信氏の『米代川の舟運』(1977年)があるのみである。同書では、南部領鹿角との関係についてはあまり触れていないが、秋田領の米代川舟運については一通り概観しており、参考になることも多い。
- 2) 『経済秘録』(秋田県立図書館蔵)より作成、近世能代湊の移出入調については、このほか橋本宗彦『秋田沿革史大成』・『能代市史稿』にも掲載されており、数値は三書とも一致するが調査年代が『沿革史大成』では「天保7・8年調整」「市史稿」では「天保7・8年」となっており出典も明確でない。ただし細部のデータは後者二著の方が詳しいことから、『経済秘録』以外の文書からの採録の可能性もあるが、同時代史料として今日確認できるのは『経済秘録』のみであり、出典は不明である。
- 3) 松橋栄信『米代川の舟運』151頁
- 4) 『岩手県史』第5巻近世編2 1109頁～1110頁
- 5) 『同書』〃 1111頁～1114頁
- 6) 麓三郎「尾去沢とその周辺」(『日本産業史大系』東北地方篇所収) 243頁
- 7) 『秋田県の地名』(『日本地名大系』5) 633頁
- 8) 『秋田県史』大正版第三冊 593頁
- 9) 「祐清私記」(『南部叢書』所収) 134頁
- 10) 佐藤清一郎「秋田藩の河川を利用した南部藩の水運と諸紛争」(『秋大史学』32所収)
- 11) 『阿部家文書』鹿角市阿部佐一郎氏蔵
- 12) 『秋田県史』資料近世編下 432頁
- 13) 杉原行天『旧書集摺』八冊之内六 秋田県立博物館蔵
- 14) 『能代掟帳』秋田県立図書館蔵
- 15) 『同帳』同
- 16) 『同帳』同
- 17) 杉原行天『旧書集摺』八冊之内六 同前
- 18) 佐藤清一郎「前掲論文」(『秋大史学』32所収)
- 19) 『岩手県史』同 1305頁
- 20) 佐藤清一郎「前掲論文」(同前)
- 21) 『阿部家文書』角鹿市阿部佐一郎氏蔵
- 22) 杉原行天『旧書集摺』八冊之内六 同前
- 23) 『秋田県史』資料近世編下 443頁
- 24) 『同書』〃 439頁
- 25) 『同書』〃 440頁
- 26) 『阿部家文書』同前
- 27) 『東講商人鑑』「羽州山本郡秋田領能代湊諸商人細見」参照 秋田県立図書館蔵
- 28) 『秋田県史』第三巻近世編下 431頁
- 29) 杉原行天『同書』同所収「諸山銅当時御買入値段附之覚」参照